

(要約)

教育支出に対する課税についての一考察

橋本 彩

はじめに

我が国において、高等教育、特に大学の授業料等に対する課税をめぐる議論はあまり活発になされていない。大学の授業料等に対する課税を取り扱った裁判例・裁決例も少なく、授業料相当額が所得税法上控除できないことに対して、多くの納税者は違和感を抱かないようである。これに対して、米国では、大学の授業料等が高騰し、学生の負担が大きくなっているという背景があり、高等教育の支出に対する課税のあり方が広く議論されている。我が国でも、大学の授業料が今後高くなると予想されており、米国での議論には参考になる点があるのである。いかと考えられる。本稿では、米国の高等教育の支出に対する課税をめぐる制度を検討し、そこから我が国における高等教育の支出に対する課税へ若干の示唆を得たい。

第1部 我が国における取扱い

まず、我が国における高等教育、特に大学の授業料等に対する課税の現状を確認する。教育に関する支出の取扱いについては、教育支出の必要経費としての控除、特定支出控除制度としての控除、教育支出の資産化の可能性、教育支出に関する所得控除および税額控除、教育により受ける利益の非課税といった様々な場面において問題となりうる。

第1章 教育支出に対する控除

教育支出を必要経費として控除できるか否かが争われた裁決例として、国税不服審判所裁決平成15年10月27日裁決事例集66巻120頁および国税不服審判所裁決平成13年9月27日判例集非搭載(情報公開請求により原文を保有。)が挙げられる。どちらの裁決も、教育を受けることは、必要経費となるような業務の遂行上必要な行為ではないとして、高等教育に関する支出の控除を否定している。我が国においては、後述する米国における取扱いと比しても、大学における教育支出の控除について制限的であるといつてよいであろう。

特定支出控除制度を利用する場合を検討すると、平成24年税制改正において、特定支出控除制度の対象となる支出の範囲が拡充されたことが注目される。特定支出控除の拡充において、教育支出に関する問題は、「人の資格」の範囲、資格を取得する「ため」の支出の範囲、職務と支出との関連性である。「人の資格」の範囲については国家資格全般が含まれ、資格を取得する「ため」の支出の範囲は広く認められると考えられる。職務と支出との関連性については、厳密には職務と教育支出とに時間的隔たりが存在する。給与等の支払者が、給与所得者の職務に資格が直接必要であると判断したかどうかという基準でもって、職務と支出との関連性を認め、特定支出控除が利用できる範囲を画すことにも一定の合理性があると考えられる。

第2章 教育支出の資産化の可能性

教育支出が資産化される可能性があるのは、繰延資産(所法2条20号)に該当する場合である。従来、繰延資産として取り扱われていた試験研究費は、直ちに必要経費として控除される会計上の取扱いに合わせて、直ちに必要経費として控除することが認められているが、所得課税の原則からすると、収益の発生が見込まれる期間に対応して償却することが検討されるべきである。

第3章 教育支出に関する所得控除および税額控除

教育支出そのものを控除する制度以外にも、教育を含めた人的資本の形成を考慮した控除制度がいくつか存在する。扶養控除の割増し、勤労学生控除、寄附金控除、寄附に対する税額控除など、様々な形で税制上の教育に対する支援が存在している。これらにより、教育を受ける個人は、租税上の利益を多く受けることができる。

第4章 教育により受ける利益の非課税

教育により受けた利益が非課税とされるか否かが問題となるのは、典型的には、使用者が被用者に対して従業員研修の一環として金銭または経済的利益を与えた場合に、研修のために支給される金銭あるいは研修として受けた経済的利益が、収入金額に含まれるか否かである。この点については、夜間の産業能率短期大学（生産能率学を専攻）の授業料・教科書代等に充てるために給付をされた金員が、客観的にみて使用者の事業の遂行に直接必要があるものでありかつその事業遂行の過程において費消されるべき給付の性質を有せず、従業員の一般的資質の向上を直接の目的とするにすぎないとして、所得税法9条1項15号の「学資金」に該当せず、従業員の給与所得における収入金額に算入されると判断した東京地判昭和44年12月25日行集20巻12号1757頁が存在している。この裁判例からも、我が国において教育を受けることは消費主体としての活動であるとみられており、教育支出を所得から差し引くことに消極的であることが示されている。

第2部 米国における取扱い

米国における高等教育の支出、特に大学の授業料等に対する課税の取扱いを検討する。

第5章 教育支出の費用控除

米国では、内国歳入法典162条に基づき財務省規則1.162-5により一定の基準が示されている。財務省規則1.162-5は、(1)納税者の雇用のためにまたは事業において必要とされた能力を維持または向上させる教育の支出、または(2)納税者の雇用関係・地位・報酬額を維持する条件として、適用される法や規則または使用者から課せられた明示的条件を満たす教育の支出の費用控除を認めた。しかし、(3)納税者の事業において最低限必要な教育の支出、または(4)納税者に新たな事業の資格を与える教育の一部である教育の支出は、費用控除を認められない。

(1)納税者の雇用のためにまたは事業において必要とされた能力を維持または向上させる教育の支出については、控除が認められうる。これを、能力維持基準という。能力維持基準が設けられるにあたっては、**Coughlin v. Commissioner, 28 T.C.M. (CCH) 459 (1969)**が重要な役割を果たした。**Coughlin**判決は、連邦税制に関する事柄を取り扱う弁護士である納税者が、連邦税制に関する学会に出席した費用を、「納税者が実際に事業をするなかで利用するツールを磨いておく」ための支出であるとして、控除を認めたものである。能力維持基準により控除が認められるためには、納税者の実際上の仕事の技能と教育との間に直接かつ密接な関連がある必要がある。単に一般的な技能を高める教育は、納税者の仕事の技能を維持または向上させるものとは考えられない。

(2)納税者の雇用関係・地位・報酬額を維持する条件として、法規制により課せられた明示的条件または使用者により課せられた明示的要求を満たす教育の支出についても、控除が認められうる。これを、使用者指示基準という。使用者指示基準が設けられるにあたっては、**Hill v. Commissioner, 181 F.2d 906 (4th Cir. 1950)**が重要な役割を果たした。**Hill**判決は、ヴァージニアの学校教師であった納税者が、試験に合格するかまたは一定の大学の単位を取得することが教員免許の更新のために必要であったところ、大学の単位を取得するために出席した夏期講座の支出の控除が認められたものである。

使用者指示基準には、使用者による「明示的な要求」という要件がある。「明示的な要求」要件を充足させるためには、納税者にある種の教育を受けるように推奨するだけでは足りない。使用者による「明示的な要求」の有無が争われた**Kinch v. Commissioner, 30 T.C.M. (CCH) 502 (1971)**は、雇用者が当該教育を推奨していたことのみでは明示的な要求があったとはいえないとして、控除を否定した。

(3)納税者の事業において最低限必要な教育水準の教育の支出については、控除が認められない。これを、初心者水準教育基準という。財務省規則は、必要とされる最低限の教育水準は、使用者による要請、適用される法や規則、専門的職種や事業における標準等の要素を考慮して決定されなければならないとしている。したがって、納税者の事業または雇用上の地位に最低限の教育水準とはどの程度かという点は、どちらも事実認定の問題である。

規則は、納税者がすでに雇用されて職務に従事しているという事実があったとしても、それだけで必ずしも最低限必要とされる教育水準を満たしているわけではないと規定する。また、教育分野の納税者について、規則は、教育機関の職に

おける最低限必要な教育水準を判断するための具体的な考慮要素や詳細な例を示している。そこでは、学士号を有しないまま教師として雇用された納税者が、通常の教師として職務をすでに遂行していたとしても、最低限の条件である学士号を取得する課程の支出は控除できないとされている。

また、規則は、「組織の一員」の認定のために、教育分野の納税者について、教育機関の職における地位を判断するための具体的な考慮要素および例を示している。「組織の一員」か否かの判断が問題となるのは、典型的には大学の教員である。特に大学院において博士号等の学位取得にむけて研究する一方で、大学での非常勤講師や授業補助者として雇用されている者が問題となる。まさにこのような事例が、**Jungreis v. Commissioner, 55 T.C. 581 (1970)**である。**Jungreis** 判決では、博士課程に在学しつつ大学院のティーチング・アシスタント (TA) として雇われていた納税者が、「組織の一員」たる教育機関の常勤の地位をいまだ獲得していなかったと認定された。

(4) 納税者に新たな事業の資格を与える教育の一部である教育の支出は、控除が認められない。これを、キャリアアップ教育基準という。納税者の教育を受講する主観的な意図や動機は、キャリアアップ教育基準を適用するにあたって考慮されない。キャリアアップ教育基準において控除が認められないのは、新たな事業の資格に「つながる…教育の一部」にあたる教育のすべてである。キャリアアップ教育基準により控除を否定するにあたって、教育をすべて終えている必要はなく、ましてや納税者が実際に新たな事業を開始する必要もない。どの程度の教育が新たな事業の資格に「つながる」とされるのかという問題は、裁判例の積み重ねによっている。

キャリアアップ教育基準の適用にあたって、もっとも解釈上問題となるのは、何が「新たな事業」となるのかである。規則では、「被用者の場合、新たな職務が個人の現在の職務に含まれるのと一般的に同じタイプの仕事に含まれていれば、職務の変更は新たな事業とはならない」と、「新たな事業」とならない場合を述べているのみで、「新たな事業」の積極的な定義などを示してはいない。

教師という職種において「一般的に同じタイプの仕事」が広く認めた先例として、**Toner v. Commissioner, 71 T.C. 772 (1979), rev'd, 623 F.2d 315 (3d Cir. 1980)**が挙げられる。**Toner** 判決は、キリスト教の教区学校の小学校教師である納税者が、公立学校の教師としての資格を得ることができるようになる大学の学位を取得する課程を受講した事例である。裁判所は、異なる科目を教える教師が「同じ一般的な仕事タイプ」とされる規則の例示を挙げて、公立小学校およびキリスト教の教区小学校の教師も「同じ一般的な仕事タイプ」に含まれるとした。

規則の述べる「一般的に同じタイプの仕事 (same general type of work)」は、教師のような教育分野以外では、教育を受ける前に納税者の教育レベルが資格を与えていた職務の種類と、教育を受けた後に納税者が資格を与えられている職務とを比較する方法により判断される。教育前後の業務を比較する判断基準を初めて採用したのは、**Glenn v. Commissioner, 62 T.C. 270 (1974)**である。**Glenn** 判決は、公認会計士試験準備のための復習課程 (review course) を受講した公認会計士 (licensed public accountant) である納税者が、公認会計士試験復習課程の支出の控除を求めた事例である。教育を受ける前後の職務に含まれる監督と責任の程度および専門職を規律する州法に基づいて義務付けられる教育上の条件から、公認会計士を公認会計士とは異なる新たな事業であると認定し、納税者の支出した公認会計士試験復習課程の控除を否定した。

ロースクールでの教育を受けるための支出については、控除が認められた事例はない。極限的な例としては、**Sharon v. Commissioner, 66 T.C. 515 (1976), aff'd, 591 F.2d 1273 (9th Cir. 1978)**が挙げられる。**Sharon** 判決では、ニューヨーク州の弁護士資格を有していた納税者が、カルフォルニア州において弁護士業務を行う資格を得るため、カルフォルニア州の司法試験準備のための復習課程等を受講した事例において、カルフォルニア州で弁護士実務を行う資格を得た弁護士は、ニューヨーク州で弁護士実務を行う資格を得た弁護士とは異なる事業であると認定した。キャリアアップ教育基準は、ほとんどの公的な免許のある職業を新たな事業と判断して、教育の支出の控除を認めていない。

現行規則のうち、積極的基準は、教育支出が事業費用であるかそれとも控除できない私的費用であるかを決定するための基準であると考えられる。また、消極的基準は、事業費用とされる支出のうちで、直ちに控除できる費用か資本的支出かを決定するための基準であると考えられる。現行規則に基づいて教育支出の控除が認められる範囲は、教育支出以外の事業費用に認められるよりも狭く、控除

会税額控除および生涯学習税額控除、内国歳入法典 222 条に規定される所得控除について紹介する。

内国歳入法典 25 条 A に規定される Hope 奨学金税額控除および生涯学習税額控除は、給付付き税額控除ではないが、アメリカ機税額控除は給付付き税額控除である。これらの税額控除は、納税者本人および納税者の配偶者、被扶養者の支払った適格授業料およびその関連費用を控除の対象としている。税額控除を申告できる納税者には所得制限があり、高所得の納税者はこれらの税額控除を申告できず、一定以上の所得を有する納税者から控除できる額が逡減するようになっていく。また、税額控除を申告できる納税者の所得制限額は、毎年インフレ調整される。

内国歳入法典 222 条に規定される所得控除は、項目別控除を行うか否かにかかわらずすべての納税者が利用できる枠外控除 (above the line deduction) である。控除できる教育支出の定義は、Hope 税額控除および生涯学習税額控除と同じであり、納税者本人および納税者の配偶者、被扶養者の支払った支出を所得控除の対象としている点も同じである。また、所得控除を申告できる納税者には所得制限があり、高所得の納税者は所得控除を利用できず、一定以上の所得を有する納税者から控除できる額が逡減する点も同様であるが、インフレ調整はされない。上記の税額控除と申告できる納税者と所得控除を申告できる納税者はかなり重なっているが、比較的高い収入の納税者については、所得控除を利用した方が租税利益を多く得られる。

第 8 章 教育により受ける利益の非課税

米国において、教育支出により受ける利益を非課税とすることを条文上明確にしている場合がいくつかある。ここでは、内国歳入法典 117 条に規定される奨学金の非課税、内国歳入法典 127 条に規定される使用者による教育支援の非課税、内国歳入法典 108 条 (f) に規定される学生ローンの返還免除の非課税について紹介する。

内国歳入法典 117 条は、教育機関において学位を取得しようとする個人が受け取った適格奨学金を非課税とする規定である。内国歳入法典 127 条は、一定の使用ユーザー教育支援プログラムにしたがって、教育支援のために、被用者に対して使用者が支払った額を非課税にすることを規定している。内国歳入法典 108 (f) 条は、特定の期間、特定の専門職として働いた場合に学生ローンの債務を一部または全部免除するという条件に基づいて返還が免除された場合、その免除された額の非課税を規定する。

以上のように、教育を受ける個人は、各種の利益の非課税やさらには人的控除といった租税上の利益を多く受けることができる。教育機関が受けている政府からの補助や寄附は、学生が支払う授業料の負担が減少するという形で教育を受ける者にも還元されている。

おわりに

以上のような米国の制度から、我が国における大学の授業料等に対する課税のあり方を見直すための示唆を得ることができる。

まず、我が国において教育支出の必要経費控除はほぼ認められていないが、米国においては、一定の基準の下で費用控除が認められている。米国での教育支出に関する費用控除の基準は、財務省規則による判断要素や例示および裁判例の蓄積により、かなり明確化されている。「通常かつ必要な費用」の控除を認めるという米国の費用控除の基準がそのまま我が国の必要経費控除においても採用されているわけではないが、所得税における費用控除の制度である点では共通点が多い。我が国においても、米国が控除を認める教育支出を参照しつつ、教育支出の必要経費控除をより広く認めるべきだろう。

また、特定支出控除については、米国では控除の認められていないロースクールに係る支出を資格取得費として控除できる点に代表されるように、費用控除として認められるよりも広い範囲の支出の控除が認められている。特定支出控除の性質をどのように考えるかに関わる問題であるが、少なくとも資格取得費については、必要経費控除としては認められない支出の控除を給与所得者についてのみ拡張していると考えられる。特定支出控除をあくまで給与所得者の実額控除を認めめるものとして、事業所得における必要経費控除と同じ判断基準で考えるべきものだとすれば、資格取得費の控除を認める特定支出控除は、控除の範囲が広すぎることになる。

必要経費控除としても特定支出控除としても、現在の制度において教育支出の控除が認められる可能性があるのは、支出した年度においてのみである。しかし、そもそも教育支出は、教育を受けた時に直ちに利益に結びつくものではなく、教育を受けた事によって高めた能力を将来に活用して初めて収益を獲得することができる性質のものである。将来に利益を得るための能力を教育によって獲得するという考え方は、人的資本の発想に基づく。人的資本の考え方に基けば、教育支出を資産として計上し、人的資本を用いて収益を獲得する一定の期間にわたって償却するか、あるいは人的資本が失われる時点で差し引くという方法が考えられる。現在は、このような人的資本の発想に基づく控除は認められていない。そこで、米国で採用されているような税額控除制度を特別措置として設けることを提案する。教育支出の控除のあり方について、今後の議論を期待したい。